

- 再開、文書朗読ののち、
- 日程第1（知事提出議案）及び日程第2（請願）を一括上程、審査結果報告書を朗読ののち、討論を行い、採決する。

採決は区分して行い、

日程第1について

まず、70号を採決

ついで、残りの日程第1について採決する。

次に、日程第2について

まず、8号を採決

ついで、残りの日程第2について採決する。

- 次に、日程第3（教育委員会委員の任命）及び日程第4（公安委員会委員の任命）を一括上程、知事説明ののち、即決する。

なお、採決は日程ごとに行う。

- 次に、日程第5から日程第10までの意見書案を一括上程、即決する。

採決は区分して行い、

まず、日程第5（総務政策常任委員提案の緊急防災・減災事業債の期間延長及び一層の強化を求める意見書案）

日程第6（総務政策常任委員提案の軽油引取税の免除措置の継続・恒久化を求める意見書案）

日程第7（厚生常任委員提案の保育士の配置基準の改善等を求める意見書案）

以上の3件を一括して採決

次に、日程第8（環境農政常任委員提案の森林環境譲与税の譲与基準見直しの慎重な検討を求める意見書案）を採決

次に、日程第9（共産党提案の構造的欠陥を持ったオスプレイの厚木基地での定期整備と上空でのテスト飛行の中止等を求める意見書案）を採決

ついで、日程第10（共産党提案の公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の廃止及び教員増を求める意見書案）を採決する。

- 以上で、本日の日程を終了、休会を諮ったのち、次回会議の日時を通告して散会する。